



平成27年2月13日

審査請求人 棚瀬 孝雄
上記代理人 茨木 佳貴 殿

日本弁護士連合会
会長 村越 進



審査請求事案の裁決について(通知)

下記事案につき懲戒委員会の議決に基づき裁決したので、裁決書謄本を添えて通知します。

記

本件事案番号： 平成26年懲(審)第7号

裁 決 書

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号

NBF日比谷ビル19階

棚瀬法律事務所

東京弁護士会所属弁護士

審 査 請 求 人 棚 瀬 孝 雄

(登録番号37340)

上記代理人弁護士 茨 木 佳 貴

同 柿 崎 弘 行

審査請求人に係る平成26年懲（審）第7号審査請求事案について、日本弁護士連合会は次のとおり裁決する。

主 文

- 1 東京弁護士会が平成26年2月4日付けでなした審査請求人に対する懲戒処分（戒告）を取り消す。
- 2 審査請求人を懲戒しない。

理 由

本件審査請求について懲戒委員会が別紙議決書のとおり議決したので、弁護士法第59条の規定により、主文のとおり裁決する。

平成27年2月10日

日本弁護士連合会

会 長

村 越 進





平成26年懲（審）第7号[東京弁護士会平成25年東懲第11号]

議 決 書

東京都千代田区内幸町一丁目1番7号

NBF日比谷ビル19階

棚瀬法律事務所

東京弁護士会所属弁護士

審 査 請 求 人 棚 瀬 孝 雄

(登録番号37340)

上記代理人弁護士 茨 木 佳 貴

同 柿 崎 弘 行

主 文

- 1 東京弁護士会が平成26年2月4日付けでなした審査請求人に対する懲戒処分（戒告）を取り消す
- 2 審査請求人を懲戒しないことを相当とする。

理 由

第1 東京弁護士会の認定及び判断

審査請求人にかかる本件懲戒請求事件につき、東京弁護士会（以下「原弁護士



会」という。)の認定した事実及び判断は、原弁護士会懲戒委員会の議決書(以下「原議決書」という。)記載のとおりであり、原弁護士会は前記認定と判断に基づき、審査請求人を戒告の処分に付した。

第2 審査請求の理由の要旨

審査請求人の審査請求の理由の要旨は次のとおりである。

- 1 懲戒事由に該当するか否か、該当するとした場合に懲戒するか否か、懲戒するとしてどのような処分を選択するかについては、最高裁判所の「懲戒の可否、程度等の判断においては、懲戒事由の内容、被害の有無や程度、これに対する社会的評価、被処分者に与える影響、弁護士の使命の重要性、職務の社会性等の諸般の事情を総合的に考慮することが必要である」(最高裁判所判例平成18年9月14日、判例時報1951号39ページ)との判断に基づくべきである。
- 2 懲戒請求事由1の対象となった事実(平成22年7月30日頃、懲戒請求者の勤務先の人事総務部に架電し、懲戒請求者と離婚訴訟中の妻の代理人であると述べた上で、懲戒請求者の勤務先における勤務状況等について、文書で回答するように求めたこと)について、(1)この架電は、調査嘱託に先立ち、事前の問合せを行ったものであること、(2)審査請求人が連絡した先は大企業の人事総務部の担当者1名のみであり、審査請求人が不特定多数の人物に対して何らかの情報を提供したのではないこと、(3)この架電によって懲戒請求者が殊更不利益を受けたことはないこと、(4)懲戒請求者自身、離婚訴訟等の事実についてインターネット等を通じて公表しているので、プライバシー侵害があったものとはいえないことから、非行には該当しない。
- 3 懲戒請求事由2(弁護士職務基本規程52条違反)については、まず、(1)弁護士職務基本規程52条の趣旨・目的は、(ア)相手方の無知や誤解に乗じた不当な弁護活動を未然に防止し、(イ)相手方当事者が選任した弁護士に対する信義を尊重し、(ウ)弁護活動の公正さを確保することにあることを挙げ



た上で、(2) 審査請求人は、懲戒請求者が依頼者に対して執拗に直接連絡を行ったため、次回の面会交流の予定を「審判どおり」とすることについては、当事者の合意があることを前提に、依頼者の求めに応じ、代理人として逐一回答したものであるから、正当な弁護活動であったこと、(3) 懲戒請求者は、双方が引き続き弁護士を利用するか否か未確定の時期に、自ら弁護士制度を否定する行動に出たものであり、そもそも直接交渉禁止による保護の必要性が高いとはいえないこと、(4) 懲戒請求者が面会交流日を4日後の15日に変更してきたのであるから、審査請求人としては直接回答の必要性・緊急性が高かったこと、(5) 審査請求人と懲戒請求者とのやり取りは、CCとして懲戒請求者代理人弁護士にも送信されており、懲戒請求者が不利益を被ったとはいえないことから、非行に該当しない。

第3 当委員会の認定した事実

当委員会において審査した結果、原弁護士会懲戒委員会の認定した事実のうち、一部を次のとおり変更することを相当と認める。

- 1 原議決書「第1 懲戒請求にかかる事実 1 前提事実 6)」の「これに対し会社からは、書面を出してほしいとの対応がなされ、回答は得られなかった。」(2ページ15行目から17行目)を、「これに対し会社からは、架電した当日か翌日、裁判所からの嘱託等であれば回答する旨の連絡があった。」と、「勤務先に対する調査嘱託の申立を行ったが、同申立は採用されなかった。」(2ページ下から17行目から16行目)を、「勤務先に対する調査嘱託の申立を行い、同申立は採用されなかったものの、平成22年10月14日付けで、懲戒請求者から『残業時間状況』、『宿泊を伴う出張の件』、『休暇表』、『休暇取得状況』の証拠が提出された。」と変更する。
- 2 原議決書「第1 懲戒請求にかかる事実 1 前提事実 7)」の「平成22年8月9日」(2ページ下から15行目)を、「平成22年8月8日」と変更し、「理解していることが窺われた。」(2ページ下から3行目)の次に行



を変え、「妻は、懲戒請求者からのメールに対し、平成22年8月9日、懲戒請求者へ『面会交流につきましても、棚瀬先生が私の窓口となっています。以下が棚瀬先生の連絡先です。今後私へ直接（ママ）を取らないでください。』として、審査請求人の事務所の住所、電話番号、ファックス番号及びメールアドレスをメールで連絡している。」と追加する。

- 3 原議決書「第1 懲戒請求にかかる事実 1 前提事実 8）」の「と通告した。」（3ページ下から17行目）の次に行を変え、「この間、平成22年8月11日から同13日にかけて審査請求人と懲戒請求者間でやり取りされたメールの回数は、審査請求人から懲戒請求者に対しては8回、これに応答する形式で懲戒請求者から審査請求人に対しては7回行われている。そのうち、審査請求人が懲戒請求者宛てに最初に送ったメール、懲戒請求者から審査請求人宛てに出されたメール1回及びこれに応じて審査請求人から懲戒請求者宛てに出されたメール1回を除き、他のメールは、全てCCとして懲戒請求者代理人弁護士宛てにも送信されている（なお、懲戒請求者が審査請求人宛てに送信したメールで、CCから懲戒請求者代理人弁護士を外したのは懲戒請求者の自発的な意思に基づくものである。）。また、懲戒請求者が審査請求人宛てに送信したメールで、代理人弁護士を介して連絡するよう記載していたのは3回であった。」と追加する。

第4 当委員会の判断

当委員会の判断は次のとおりである。

- 1 原弁護士会懲戒委員会は、懲戒請求事由1について、「被審査人としてはまず、求釈明を行い、懲戒請求者に任意の回答を求め、場合によっては文書送付囑託を行うなどの方法を取りえたにも関わらず、被審査人は、懲戒請求者のプライバシーに配慮することなく、いきなりその勤務先に架電して、懲戒請求者の極めて個人的な事情を、第三者である勤務先に知らせたものである。被審査人のこの行為は、たとえ訴訟上の立証のためだったとしても、相当性を欠く



ものであり、弁護士として品位を失うべき非行に該当する。」と判断した。

また、原弁護士会懲戒委員会は、懲戒請求事由2について、「被審査人が、懲戒請求者の再三の要請を無視し、このような方法で懲戒請求者と直接交渉を行ったことは、弁護士の交渉態度としては極めて不適切であり、弁護士職務基本規程第52条に明らかに違反する。」として、懲戒請求事由1及び2の審査請求人の行為について、審査請求人を戒告することを相当とすると判断した。

2 しかし、当委員会が、当委員会における審査請求人の審尋結果を含め審査した結果認定した「第3 当委員会の認定した事実」記載の事実を前提とすると、まず、審査請求人が懲戒請求者の勤務先に架電したことについては、原弁護士会懲戒委員会も判断しているとおおり、広く勤務先に知らしめる結果となる可能性を有する行為であるし、弁護士がプライバシーに属する情報を第三者に知らしめることには極めて慎重でなければならないとしても、それが違法となるか否かについては、具体的事情に基づいて判断すべきである。本件についてみるに、懲戒請求者の勤務先に架電した行為は訴訟上の立証のためのものであり、架電先も総務人事部で、しかも架電の内容は必要最小限度のものであった。また、弁護士が証拠を収集する際には、原弁護士会懲戒委員会の指摘するように、訴訟であれば相手方に求釈明をしたり文書送付嘱託の申立等をするなどの手段もあるし、弁護士会照会をするという手段もあることはそのとおりでであるが、それをもって弁護士の任意の証拠収集を禁ずるものではなく、例えば文書送付嘱託の申出をする際でも事前に嘱託先に応じてもらえるか否かを問い合わせることなどは実務上行われている。以上のことを総合して勘案すると、弁護士としての品位を失うべき非行に該当するとまではいえない。

3 次に、審査請求人が懲戒請求者と代理人弁護士を介さず直接メールのやり取りをしたことについては、審査請求人が懲戒請求者宛てに最初に送ったメール、懲戒請求者が自ら同人の代理人弁護士をCCとして入れなかったメール及びこれに応答した審査請求人のメール以外のメールは、全てCCとして懲戒請求者



代理人弁護士に送信されていること、審査請求人から懲戒請求者宛てにメールを送信したのは懲戒請求者が妻宛てに直接メールをしてきたことに端を発していること、メールの内容は原弁護士会懲戒委員会も認定しているとおりの8月15日（日曜日）の面会交流の内容を打ち合わせるものであり、しかもこの件で懲戒請求者から妻宛てにメールが送信されたのは8月8日であり、当日の1週間前のメールであったこと、懲戒請求者の妻宛ての8月11日付けのメールには、原弁護士会懲戒委員会も認定しているとおりの懲戒請求者代理人弁護士がお盆休み中である旨記載されていたことなどを総合して勘案すると、弁護士としての品位を失うべき非行に該当するとまではいえない。

第5 結論

以上の理由により、審査請求人を戒告処分に付すとした原弁護士会の判断を維持することは相当でないので、原弁護士会が平成26年2月4日付けでなした審査請求人に対する懲戒処分（戒告）は取り消すことが相当であり、主文のとおり議決する。

平成27年2月9日

日本弁護士連合会懲戒委員会

これは裁決書の謄本である

平成27年2月13日

日本弁護士連合会

事務総長 春 名 一 典

